

1. 開催年月日

議会運営委員会 令和6年2月26日〔月曜日〕

2. 議題

- ①第500回高知市議会定例会日程等について
- ②その他

3. 出席委員

清水おさむ 委員長
高木 妙 副委員長
木村 亘 委員
迫 哲郎 委員
岡崎 豊 委員
横山 公大 委員
戸田 二郎 委員

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

澤村 素志 財務部長

〔午後3時57分開会〕

清水おさむ委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

本日の議題は、第500回高知市議会定例会の日程等について、お手元に配付しています次第書のとおりでございます。

次第書のとおり進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、第500回高知市議会定例会提出予定議案につきまして、財務部長から御説明をお願いします。

澤村素志財務部長

それでは2ページの資料1に基づきまして、第500回高知市議会定例会に提出を予定しております議案について御説明をさせていただきます。

まず、議案件数は、予算議案21件、条例議案42件、その他議案11件の計74件で、報告は6件を予定しております。

また、閉会日には人事議案としまして、教育委員会委員、固定資産評価審査委員会委員及び固定資産評価員の選任議案を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは議案でございますが、Iの予算議案は、当初予算としまして令和6年度高知市一般会計予算など14件、補正予算は令和5年度高知市一般会計補正予算など7件となっております。

3ページをお願いいたします。

IIの条例議案は、高知市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例議案など42件となっております。

5ページをお願いいたします。

Ⅲのその他議案は、令和5年度高知市一般会計補正予算についての市長専決処分の承認議案など11件となっております。

6ページに移りまして、IVの報告は、令和5年度高知市収益事業特別会計予算について弾力条項の適用に関する報告など6件となっております。

議案及び報告につきましては、以上でございます。

続きまして、執行部が予定しております議会の日程でございますが、明日2月27日火曜日に招集告示、議案発送、そして3月5日火曜日に開会とさせていただきたく、準備をしておりますのでよろしくお願いいいたします。

説明は、以上でございます。

清水おさむ委員長

ただいまの説明に対して何か質疑はございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

それでは、開会は3月5日、その7日前の2月27日に招集告示、議案発送ということで、よろしくお願いいいたします。

次に質問戦のスケジュールについて、事務局からお願いします。

中須賀広典議事調査課長

3月定例会は代表質問を行いますので、質問戦は、代表質問、それから個人質問という順で行いたいと考えております。

代表質問は4人を予定しておりますが、申合せによりまして、初日の代表質問は自由民主党・中道の会、市民クラブの2会派、2日目の代表質問は日本共産党、公明党という順で行います。

代表質問が終わりましたら、個人質問に入ります。

個人質問については、事前に各会派に個人質問の予定をお伺いしたところ、自由民主党・中道の会が6人、市民クラブが3人、公明党が2人、日本共産党が3人、参政党が1人とのことで、合計いたしまして15人ということで、3月の個人質問は4日間を考えております。

その割り振りでございますけれども、15人の場合は、4・4・4・3、16人の場合は、4・4・4・4、1人増えまして17人の場合は、5・4・4・4、逆に15人から1人減りまして、14人になりますと4・4・4・2となります。

なお、個人質問の4日目が、2人、3人の場合は、その後委員会審査となります。そのような割り振りとすることを考えております。

まずは、この個人質問の割り振りにつきまして御協議をお願いしたいと存じます。

説明は、以上でございます。

清水おさむ委員長

それでは、ただいま説明がありましたように、個人質問の割り振り、増減があった場合の取扱いは、説明のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、そのように決定いたしました。

それと、私から1点お願いがございます。代表質問と個人質問についてですが、申合せどおりに、それぞれ質問時間を厳守していただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。

続いて、日程と各受付の締切り等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

中須賀広典議事調査課長

資料7ページの第500回高知市議会定例会日程（案）を御覧ください。

開会日は、先ほど御確認いただきましたように3月5日でございます。それから、6日、7日の2日間を休会といたしまして、質問戦は3月8日からでございます。

まず、代表質問ですが、8日、11日の2日間を取りまして、代表質問終了後、個人質間に移ります。

個人質問は12日から15日までの4日間でございます。

それから、15日の個人質問終了後から26日までの間の7日間以内を常任委員会としております。

そのうち、25日を予算決算常任委員会後期全体会開催日とし、26日を委員長報告作成及び議案整理日としております。

そして、27日を閉会という日程案でございます。

それから、各受付の締切りでございますけれども、意見書（案）と請願の受付締切りが5日の午後5時でございます。

そして、代表質問の通告受付の締切りが7日の正午でございます。

そして、個人質問の通告受付の締切りが11日の正午でございます。

それから、条例議案や決議案などの議員提出議案の受付締切りが14日の正午でございます。

予算決算常任委員会の修正案及び討論通告受付締切りが22日の午後5時でございます。

それから、議員提出議案の修正文案案の受付締切りと、修正案、質疑、討論の受付締切りが3月26日の午前10時ということでお願いいたしたいと存じます。

なお、個人質問の1番を希望されます方は、5日開会日の市長提案理由説明の後、正午までに通告書の提出をお願いいたします。

ただし、今期定例会は、後ほど開会日の議事日程でも御説明いたしますけれども、3つの特別委員会の中間報告がございます。こうした関係で、もし、延会時刻が12時直前、あるいは12時を経過した場合には、臨機応変に平田議長、清水委員長に御相談を申し上げながら、5分とか10分程度、通告書の提出時間を延ばしたいと思いますので、そのことの御確認もお願いいたします。

説明は、以上でございます。

清水おさむ委員長

ただいまの説明に対して、何か質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、ただいまの説明のとおり確認してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、そのように決定いたしました。

なお、意見書（案）及び請願の受付締切りが5日の午後5時と決定いたしましたが、これに伴い、3月8日の代表質問の初日に、12時40分から議会運営委員会を開催し、意見書（案）について送付先の委員会を決定したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

さらに、請願文書表につきましては、同じく3月8日の代表質問の初日に議場に配付し、その日の代表質問予定者が終わった段階で、議長から請願付託に関する宣言をする予定とな

っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、開会日の議事日程（案）につきまして、事務局から説明をお願いします。

中須賀広典議事調査課長

資料8ページの開会日の議事日程（案）を御覧ください。

開会は午前10時の予定でございます。

すぐに開議いたしまして、日程第1として会期の決定を議題といたします。先ほど御確認いただきましたように、3月5日から3月27日までの23日間とするものでございます。

日程第2といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。今期定例会は、迫哲郎議員、清水おさむ議員、下本文雄議員のお三方にお願いしたいと存じます。

続いて、事務局長から諸般の報告を行います。市長から議案、報告書等の提出があったという内容でございます。

次に、3月定例会は3つの特別委員会の中間報告を行います。日程第3から日程第5までは、それぞれの中間報告となります。

日程第3は、事業評価に関する件、効率的な事務事業の推進に関する件、公共施設の効果的かつ効率的な管理運営（公共施設マネジメント等）に関する件、外部監査の指摘事項への対応に関する件を議題といたしまして、行財政改革調査特別委員長から中間報告を行っていただき、質疑があれば質疑を行っていただきます。

日程第4は、南海地震対策及び大規模風水害対策の推進に関する件、災害時における道路啓開及び都市交通の早期復旧に関する件、大規模災害時における議会の業務継続に関する件、事前復興まちづくり計画に関する件を議題といたしまして、南海地震等災害対策調査特別委員長から中間報告を行っていただき、質疑があれば質疑を行っていただきます。

日程第5は、中心市街地活性化に関する件、菜園場、万々、愛宕、升形地区等のまちづくりに関する件、土地利用に関する件、中山間・沿岸部等周辺地域の振興に関する件、公共交通の活性化に関する件、移住・定住対策の推進に関する件を議題といたしまして、まちづくり調査特別委員長から中間報告を行っていただき、質疑があれば質疑を行っていただきます。

次に、日程第6といたしまして、先ほど財務部長から説明がありました議案74件を上程し、市長から提案理由説明を行っていただきます。

そして、3月6日、7日の2日間の休会議決を行いまして、延会という開会日の議事日程（案）でございます。

説明は、以上でございます。

清水おさむ委員長

ただいまの説明に対して、何か質問はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それでは、ただいまの説明のとおり確認してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、そのように決定いたしました。

ここで、執行部は退席します。ありがとうございました。

[執行部退室]

次に、その他の議会独自の行政評価についてでございますが、行財政改革調査特別委員会委員長から議長に対してお手元の文書の内容での御報告がありました。本件については、議

長に説明をお願いしたいと思います。

平田文彦議長

それでは、令和6年2月6日に、行財政改革調査特別委員会委員長から私のほうへ正式な御報告がございましたので、議会運営委員会の皆さまにお伝えをいたします。

その内容は、令和5年11月7日に開催しました行財政改革調査特別委員会において、議会独自の行政評価に係る協議を行い、年間個人質問者数の上限が撤廃されたこと、また、予算決算常任委員会の分科会での決算認定議案の審議時間が十分に確保されていることなどにより、議会独自の行政評価に代替する取組が進んでいるものと考えることから、行財政改革調査特別委員会として、この議会独自の行政評価の取組については、一旦終了することに決定したということでございます。

以上でございます。

清水おさむ委員長

どうもありがとうございました。

議長からの委員の皆さまへの御報告ということでございますので、この内容につきまして、よろしくお願ひいたします。

そのほか皆様方から何かございませんでしょうか。

岡崎豊委員

ちょっと1点。分科会長報告及び委員長報告の読み合わせに関して、事務局のほうに確認と見解を求めたいと思います。

それは、例えば読み合わせ前に、委員会の音声録音や記録の簡易な起こしをもらうことを希望する委員がいたとして、それを渡すことについて、どのように考えればよいのかということが1点目です。

それから2点目として、読み合わせ後に議場で読み上げるための最終の分科会長報告などを、確認のために修正の申出があった委員に事前に渡す必要があるかどうかということについて確認をしたいと思います。

最後に、3点目ですが、読み合わせ自体の話とは少し違いますけれども、分科会長報告等の中身についてお聞きします。報告の中に、いわゆる意見、要望を入れることについては、どのような申合せになっているのかの確認をしたいと思いますが、事務局から見解等ありましたら答えていただけますでしょうか。

中須賀広典議事調査課長

まず、記録の簡易な起こし等をもらうことを希望する議員がいた場合についてでございます。このことに対する直接的な規定はない状態でございますけれども、議事や委員会に係る理論書を見ると、慎重論が多くあるようでございまして、それは発言取消しの言葉を含む場合もあるのではないかと、または公平性の面からも議長の許可があったほうが良いとする理論書もあります。

ただし、将来的には、記録として出ていくものでもありますし、そこにいらっしゃる委員全員が一旦は見聞きした内容でございますので、そこまでの必要があるのかどうかというのは微妙で難しい問題であるようにも思います。

それと、最終の分科会長報告等を委員に確認することについてでございますが、基本的には、委員長に一任しているという状態でございます。一任した後の読み合わせということで

ございますので、この委員長が主催する読み合わせが重要な位置付けであると思います。読み合わせのことですが、まず委員が集まって、分科会長報告なり委員長報告なりを一読して、何もない場合もあるでしょうけれど、もし修正があった場合は、例えば、基本的にその場で全員が残り、そこで全て修正して報告を完成させることができれば、そもそも、そのような委員への確認作業自体が起こらないのではないかと考えるところでございます。

それと、たまに問題になることもあります、分科会長報告の中身についてでございます。まず、規定上でいうと、予算決算常任委員会運営についての申合せというのがありまして、その中で、分科会長報告は、分科会における主な質疑応答に絞ってと明文化されているところでございます。応答というのは、当然、執行部の答弁のことでございますけれども、この質疑が何なのかという定義の問題でございますが、最近は分科会が始まる前に申し上げてるところでございますが、質疑は、本来、意見、要望とは違って、議案について、最終的に議員が賛否を表明する必要がございますので、議員の賛否等の態度決定が可能となるよう、不明確な点について、提出者の説明等をただすことが主眼でございますので、この点に留意していただきて、あくまで質疑と答弁という形を守っていただければと考えるところでございます。

清水おさむ委員長

よろしいですか。

岡崎豊委員

なかなか明文化していなくて、それぞれの判断というところが求められるという事務局の答えだったと思いますけれども、そこはもうそれぞれの構成している議員の今の説明に基づいた判断でということが1点と、議長の判断ということでしたけれど、必要に応じて求めていくということですか。

清水おさむ委員長

先ほどの発言の趣旨をもう一回。

中須賀広典議事調査課長

少し分かりにくい点もあるうかと思いますけれども、委員会条例のほうでは、確かに委員長が職員に命じて記録を作成させることになっておりますけれども、最終的には、例えば、記録の保管義務は議長のほうにございます。

今の話だと、記録ではなくて記録に類するもの、要するにまだ記録になってない音声データとかのお話になろうかと思いますので、この解釈では、議長に権限があるのではないかというふうな解釈をしている理論書もございます。

うちのほうでは御存じのとおりそこまではやっていないような状態でございますけれども、例えば議長の許可を得るまでやるかどうかということも、現在はそういうのもないわけでございますので、今後どうするのかというところもあろうかと思います。

基本的には、委員長とか分科会長の判断で、差し切っていくというのが基本にはなるかと思いますけれども、そこまではまだちょっと、うちの議会として議論していないという状態になっているわけでございます。

岡崎豊委員

委員会の中での発言等々については、ちゃんと聞いちゃってくださいよというところも1つの注意点になろうかと思います。

あと2点目については、読み合わせ等については全員参加しての確認が基本という判断でよろしいですか。

中須賀広典議事調査課長

はい。

清水おさむ委員長

そのほかありませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

特にないようですので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

[午後4時17分閉会]

